資料2　森林施業計画書の写し

森林施業計画認定書（変更）

認定番号　19　－　9（変 1　－　22）

梼原町　　　様

平成 22 年 5 月 20 日

梼原町長　　矢　野　富　夫

森林法第１２条第２項の規定により、平成22年5月14日に請求のあった森林施業計画については、これを適当であると認定する。

認定番号 19－9(変1－22)

認定請求者	住　所	高知県高岡郡梼原町梼原1444番地1
	氏　名	梼原町長　矢野 富夫
	認定請求日	平成22年5月14日
	審査者	森山　学

森林施業計画対象森林の要件

1．団地要件（面積）

区　分	面積（ha）	備　考
計画対象森林面積	1,180.72	
令3①イ～ハの重複を除く森林面積	184.23	
団地要件対象森林面積	996.49	適

2．団地要件（一体性）

地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産基盤の整備の状況からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められること （添付図面等で確認）	適

森林施業に関する長期の方針

項　目		適否判定
森林の区分ごとの、基本方針並びに5年ごとの伐採立木材積及び造林面積	資源の循環利用林	適
	水土保全林	適
	森林と人との共生林	該当なし
森林施業の共同化に関する長期の方針（共同作成の場合のみ）		該当なし

市町村森林整備計画への適合

市町村森林整備計画に適合していること	適

認定番号 19－9(変1－22)

認定基準

1. 植栽(時期)

主伐として立木を伐採し、または伐採することとされてる森林で、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として指定されている森林のうち、当該伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽が計画されていること	該当なし

2. 植栽(植栽本数)

市町村森林整備計画で定める樹種別、仕立ての方法別の標準的な植栽本数				植栽計画の ha当たり植栽本数			適否判定
樹　種	仕立方法	標準的な植栽本数					
		以上	以下				
スギ	中仕立て	2,000	3,999	3,000	～	3,000	適
ヒノキ	中仕立て	2,000	3,999	3,000	～	3,000	適
				0	～	0	
				0	～	0	
				0	～	0	

3. 間伐、主伐

区　分	間伐 適否	主伐時期 適否	主伐の方法 適否
資源の循環利用林	適	適	
水土保全林	適	適	該当なし
森林と人との共生林	該当なし	該当なし	該当なし

4. 伐採立木材積

区　分	上限	下限	伐採材積	適否判定
資源の循環利用林	11,392	5,056	8,132	適
水土保全林	37,174		15,385	適
森林と人との共生林				該当なし

5. 広葉樹林、天然林の維持拡大(森林と人との共生林のみ)

広葉樹人工林又は天然林であって、主伐として立木を伐採し、又は伐採することとされている森林について、主として広葉樹の植栽又は天然更新により更新することとされていること	該当なし

森林施業計画変更認定請求書

平成２２年　5月１４日

梼原町長　　矢野　　富夫　　様

高知県高岡郡梼原町梼原１４４４番地１
梼原町長　　矢　野　　富　夫　　印

別紙の変更後の森林施業計画書に下記の書類を添えて森林法第 12 条第 1 項（第 12 条第 2 項）の規定による認定の請求をします。

記

1　森林施業計画書の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林の区域内の皆伐による伐採をする森林の区域（風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については、主伐として伐採をする森林の区域）を表示した図面

2　森林施業計画書の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合におけるその者が権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者であることを証する書面

注意事項

1　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2　記の２は該当しない場合はその添付を要しない。

森林施業計画書
（変更）

自　平成１９年１１月　１日
至　平成２４年１０月３１日

（注）１．共同して森林施業計画を作成した場合にあっては（共同）と、表題の次に記載するものとする。
２．変更の場合にあっては、表題の次に（変更）と、当該森林施業の計画期間の下に（変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日、平成○年○月○日）と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
３．災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。

変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日

平成２２年5月２０日

1　森林施業の実施に関する長期の方針

(1)森林施業の実施に関する基本方針

ア　資源の循環利用林

伐採方法は、利用間伐を主とした主伐を行い、伐採後の更新は、人工造林については適地適木をむねとし、スギ、ヒノキ主体に植栽を行うこととし、天然林については残存させる。又、長期的伐採により持続可能で安定した循環型森林をめざしたい。

イ　水土保全林

高齢級の針広混交林を目指すため、基本的に人工林については非皆伐施業、長伐期施業とし天然林は残存させる。伐採方法は、主伐は択抜を主とし、間伐については、保安林を除き、強度に行うこととする。伐採後の更新については、天然更新を主体とする。

ウ　森林と人との共生林

該当なし

(2)長期の伐採立木材積及び造林面積

別紙のとおり

(3)森林施業の共同化に関する長期の方針

該当なし

(4)その他参考とすべき事項

特になし

2　森林の現況並びに伐採計画及び造林計画

次ページ

(2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期間	伐採立木材積(m3)			造 林 面 積 (ha)		
		主伐	間伐	計	人工造林	天然更新	計
資源の循環利用林	Ⅰ分期	2,751	5,381	8,132	4.96		4.96
	Ⅱ分期	18,075	806	18,881	24.73		24.73
	Ⅲ分期	16,598	416	17,014	24.08		24.08
	Ⅳ分期	17,745	-	17,745	26.03		26.03
	Ⅴ分期	9,728	279	10,008	16.29		16.29
	Ⅵ分期	3,696	1	3,697	5.10		5.10
	Ⅶ分期	1,892	-	1,892	2.95		2.95
	Ⅷ分期	-	-	-	0		0
	小計	70,484	6,883	77,367	104.14	0	104.14
水土保全林	Ⅰ分期		15,385	15,385			0
	Ⅱ分期	2,102	1,821	3,923	3.88		3.88
	Ⅲ分期	29,188	607	29,795	45.44		45.44
	Ⅳ分期	6,082	-	6,082	9.67		9.67
	Ⅴ分期	77,501	12	77,513	112.78		112.78
	Ⅵ分期	217,901	-	217,901	320.89		320.89
	Ⅶ分期	25,488	-	25,488	46.66		46.66
	Ⅷ分期	9,073	-	9,073	16.60		16.6
	小計	367,336	17,825	385,161	555.92	0	555.92
森林と人との共生林	Ⅰ分期			-			0
	Ⅱ分期			-			0
	Ⅲ分期			-			0
	Ⅳ分期			-			0
	Ⅴ分期			-			0
	Ⅵ分期			-			0
	Ⅶ分期			-			0
	Ⅷ分期			-			0
	小計	-	-	-	0	0	0

(3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

保育、間伐、主伐等を行う際は、村と企業組合が話し合う機会を持ち、ロットを確保し、コストを下げることに努める。

作業道を設置する場合は、施業時期が早いところを優先的に計画する。

(4) その他参考とすべき事項

特になし

2 森林の現況並びに伐採計画及び造林計画

次項

(2) 伐採計画及び造林計画の再計

時期	伐採計画		造林計画		備考
	伐採立木材積	間伐面積	造林面積	うち植栽	
Ⅰ	1,146	2.21		1.95	
Ⅱ	5,958	33.06	10.92		
Ⅲ	532	3.66	7.52		
Ⅳ	11,186	83.11	8.17	3.01	
Ⅴ	3,433	23.71	4.96		
Ⅵ	1,262	8.80	3.01		
計	23,517	154.55	34.58	4.96	

3　保育計画

保育の種類別計画

保育の種類	面積(ha)	備　　考
下 刈 り	34.58	
つる切り	0.00	
除　　伐	0.00	
合　計	34.58	

4　要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

要整備森林又は要間伐森林の別	所在場所					施業の区分	施業の種類	面積(ha)	時期	認定請求者	備考
	都道府県	市町村	大字・字	地番	森林所有者名						
			該当なし								
合計											

5　森林施業の共同化に係る事項

(1)共同して行う施業の種類及びその実施の方法

(2)その他森林施業の共同化に関する事項